

総務厚生常任委員会会議録

目 次

【開 会】	4
【議案第 1 号】	令和元年度矢板市一般会計補正予算（第3号）	5
【議案第 2 号】	令和元年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第1号）	17
【議案第 3 号】	令和元年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	19
【議案第14号】	矢板市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	21
【議案第15号】	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	26
【議案第16号】	矢板市印鑑条例の一部改正について	29
【議案第17号】	矢板市市税条例の一部改正について	30
【議案第22号】	工事請負契約の締結について	31
【委員長報告】	33
【閉 会】	33

1 日 時

令和元年 9月 5日(木) 午前9時56分(開会)～午後 1時 9分(閉会)

2 場 所

第1委員会室

3 出席委員(8名)

委員長 櫻井 惠 二

副委員長 中里 理 香

委員 石塚 政行 神谷 靖 伊藤 幹夫

和田 安司 石井 侑男 中村 久信

4 欠席委員

なし

5 説明員(34名)

(1) 総合政策部(1人)

① 総合政策部長 三堂地 陽 一

(2) 総合政策課(3人)

① 総合政策課長 室井 隆 朗

② 電算統計班長 石川 民 男

③ 政策企画担当 加藤 清 美

(3) 秘書広報課(1人)

① 秘書広報課長 高橋 弘 一

(4) 総務課(6人)

① 総務課長 塚原 延 欣

② 行政担当 佐藤 賢 一

③ 人事担当 小野崎 賢 一

④ 人事担当 星宮 良 行

⑤ 財政担当 佐藤 裕 司

⑥ 管財担当 船山 幸 男

(5) 税務課(5人)

① 税務課長 星野 朝 子

② 市民税担当 宮本 典 子

③ 資産税担当 荒浪 弘 和

④ 管理収納担当 丸谷 久美子

⑤ 徴収担当 渡辺 訓 之

(6) 社会福祉課(2人)

① 社会福祉課長 石崎 五百子

② 社会福祉担当 橋本 幸 江

(7) 高齢対策課(3人)

① 高齢対策課長 沼野 晋 一

② 高齢福祉担当 高橋 理 子

③ 介護保険担当 日賀野 真

(8) 子ども課(4人)

① 子ども課長 田城 博 子

② 子育て支援担当 齋藤 厚 夫

③ 保育担当 山下 征 子

④ 泉保育所長 塚原 由

(9) 健康増進課(2人)

① 健康増進課長 細川 智 弘

② 国保医療担当 吉田 佐江子

(10) くらし安全環境課(3人)

① くらし安全環境課長 小野寺 良 夫

② 危機対策班長 齋藤 正 一

③ 危機対策班 野中 達 矢

(11) 市民課(2人)

① 市民課長 柳田 恭 子

② 市民・年金担当 田代 和 子

(12) 出納室(1人)

① 出納室長 永井 進 一

(13) 選挙監査事務局(1人)

① 選挙監査事務局長 森田 昭 一

6 担当書記

黒崎 真史、水沼 宏朗

7 付議事件

- 【議案第 1 号】 令和元年度矢板市一般会計補正予算（第3号）
- 【議案第 2 号】 令和元年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 【議案第 3 号】 令和元年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 【議案第 1 4 号】 矢板市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 【議案第 1 5 号】 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 【議案第 1 6 号】 矢板市印鑑条例の一部改正について
- 【議案第 1 7 号】 矢板市市税条例の一部改正について
- 【議案第 2 2 号】 工事請負契約の締結について

8 会議の経過及び結果

【開 会】

- 委員長（櫻井恵二） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただ今から、総務厚生常任委員会を開会する。

（9時56分）

- 委員長 これより議事に入る。この委員会に付託された案件は、

【議案第 1 号】 令和元年度矢板市一般会計補正予算（第3号）

【議案第 2 号】 令和元年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第1号）

【議案第 3 号】 令和元年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

【議案第14号】 矢板市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

【議案第15号】 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

【議案第16号】 矢板市印鑑条例の一部改正について

【議案第17号】 矢板市市税条例の一部改正について

【議案第22号】 工事請負契約の締結について

の8件である。

【議案第 1 号】 令和元年度矢板市一般会計補正予算（第 3 号）

○委員長 「議案第 1 号 令和元年度矢板市一般会計補正予算（第 3 号）」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○総務課長（塚原延欣）

（「補正予算書」 1 頁を朗読、 2 頁から 6 頁までにより説明。）

（詳細について「令和元年度予算に関する説明書」 4 頁から 27 頁までにより説明。）

歳入

1 4 款 1 項 1 目 民生費国庫負担金、児童福祉費負担金は、特定子ども子育て支援施設等利用費ということで 1 / 2 の補助が出るもの。

1 4 款 2 項 1 目 総務費国庫補助金は、2 つ補助金があり、いずれも 10 / 10 補助である。個人番号付番システム構築補助金は、平成 31 年度社会保障税番号制度システム整備費補助金である。個人番号カード利用環境整備費補助金は、新聞報道やテレビなどでも報道されているが、マイナンバーカードを使った自治体ポイント事業、消費増税に伴う消費活性化のための補助金である。

1 4 款 2 項 2 目 民生費国庫補助金、社会福祉費補助金は、介護保険制度改正に伴うシステム改修分ということで 1 / 2 の補助。

1 4 款 2 項 6 目 教育費国庫補助金、中学校費補助金は、部活動指導員配置に対する補助金で補助率は 1 / 3。当初予算のときにはこの制度が創設されていなかった。今般創設されたため、補正するもの。部活動指導員は現在 3 名配置しており、弓道、サッカー、野球の指導員である。

1 5 款 1 項 1 目 民生費県負担金、児童福祉費負担金は、特定子ども子育て支援施設等利用費で 1 / 2 の補助。

1 5 款 2 項 2 目 民生費県補助金 児童福祉費補助金は、幼児教育・保育無償化によるシステム改修や円滑化事業に係るもので 10 / 10 の補助率。

1 5 款 2 項 4 目 農林水産業費県補助金、農業費補助金は 3 つある。畜産環境総合整

備事業費補助金は10/10の補助で、畜産担い手育成総合整備事業である。人・農地問題解決加速化支援事業費補助金についても10/10の補助で、人・農地プランの実質化に向けた事業に対する補助。環境保全型農業直接支払事業費補助金は、3/4の補助。

15款2項7目 教育費県補助金、中学校費補助金の、部活動指導員配置補助金は、1/3の補助率。

18款1項1目 財政調整基金繰入金、財政調整基金繰入金は、マイナス2億9,188万7千円は、財政調整基金へ積み立てをするもの。

18款1項2目 減債基金繰入金、減債基金繰入金は、当初予算と補正で見込んでいた額から6,000万円を基金へ入れ戻すもの。

18款1項5目 ふるさと納税基金繰入金、ふるさと納税基金繰入金は、ふるさと納税基金から基金を繰り入れるもので、旧矢板健康福祉センターの建物部分の取得や、その他9事業に充当するための繰入。

18款1項9目 土地開発基金繰入金、土地開発基金繰入金は、旧矢板健康福祉センターの土地の購入のための繰入。

18款2項1目 介護保険特別会計繰入金、介護保険特別会計繰入金は、平成30年度の介護給付費や事業の精算によるもの。

18款2項2目 国民健康保険特別会計繰入金、国民健康保険特別会計繰入金は、平成30年度の繰入金金の精算。

19款1項1目 繰越金、繰越金は、前年度の繰越金。

20款4項3目 過年度収入、過年度収入は、平成30年度の低所得者保険料軽減負担金精算金である。

20款4項4目 雑入、1節の保育所職員給食費実費収入は、幼児教育保育無償化に伴う、副食費の実費分で泉保育所分である。2節の雑入、コミュニティ助成金は、4区のお囃子保存会への補助金でトンネル補助のもの。その他の雑入は、市指定の

天然記念物である中坪のヒイラギ樹勢回復のための助成金。

2 1 款 1 項 2 目 土木債 住宅債、公営住宅整備事業は、荒井市営住宅の解体に係るもの。

2 1 款 2 項 4 目 教育債 小学校債、学校教育施設等整備事業は、矢板小学校と東小学校のトイレ改修を行うということで6月補正までは国庫補助分のみの起債ということでした。実際には単費も伴うものであったので、単独分として起債したものの。

2 2 款 1 項 1 目 環境性能割交付金、環境性能割交付金は、自動車取得税交付金の廃止後の代替の財源である。

歳出

全体的な部分で、各款の職員の給与費等については、4月の人事異動による過不足を調整したものである。各款での説明は省略させていただく。

2 款 1 項 3 目 財政管理費 財政管理事務の委託料は、財務書類の作成等に関する助言等の支援業務委託。積立金は、財政調整基金への積立金。

2 款 1 項 5 目 財産管理費 庁舎管理整備費も積立金は、庁舎等整備基金へ5,000万円積み立てたもの。財産管理費の委託料については、固定資産台帳の更新の助言等の支援、職員に対する研修の業務委託。

2 款 1 項 6 目 企画費 企画調整費の地域づくり支援事業は、ふるさと支援センターに係る経費であり、報酬、嘱託員社会保険料等は、地域おこし協力隊分。通信運搬費は、インターネット回線の使用料。補助及び交付金は、地域おこし協力隊の活動費であり、ふるさと支援センターにトイレがないので、トイレを整備することを含めたものである。

個人番号カード利用環境整備事業は、国の消費税の増税に対する対策として、マイナンバーカードを利用するポイント制度を始めるということで、準備のための、環境を整えるための事業である。そのために、臨時職員分の賃金等を計上している。

消耗品費については、取引をしていただくお店の事業者用のICカードリーダーの経費。印刷製本費は、ポスターやリーフレット作成。通信運搬費は、事業者への案内の郵送料。委託料は、店舗募集説明会などを開催する必要があるため、それに伴う委託料である。

2款2項2目 賦課徴収費 収納事務の償還金、利子及び割引料は、個人・法人市民税の不足と、8月の全員協議会で税務課長から報告をさせていただいた都市計画税の還付分である。個人・法人市民税の不足については、当初の予定になかったもので、自動車部品の製造業者が平成30年6月1日に事業を終了したということで、加算金も増してしまうこともあり、6月末に900万円ほど還付したため。

3款1項1目 社会福祉総務費 社会福祉総務費の地域福祉体制強化事業の補助及び交付金は、市の職員を社会福祉協議会へ今年度派遣している。その人件費の差額分である。

国民健康保険特別会計繰出金の繰出金は、人事異動に伴うもの。

3款1項2目 老人福祉費 高齢者在宅生活支援サービス児総合推進事業の償還金、利子及び割引料は、平成30年度低所得者利用者負担対策事業の精算金の返還である。

介護保険特別会計繰出金の繰出金は、人事異動による減と、介護保険制度改正に係るシステム改修費の相殺によるもの。

3款2項1目 児童福祉総務費 児童福祉援護事業、特別児童扶養手当支給事務の償還金、利子及び割引料は、平成30年度の返還金。

児童福祉対策事業、子育て支援事業の委託料は、旧矢板健康福祉センターについてこれから詳細設計をするということで、詳細設計の委託分と、議決をいただければ10月1日から市のほうで管理をするようになるため、警備に係る委託料。公有財産購入費は、旧矢板健康福祉センターの敷地4,107㎡、建物1,352㎡の購入にかかる費用。

3款2項2目 児童措置費 児童措置費、施設型等給付費の委託料は、幼児教育の無償化に伴うシステムの改修、例規の整備支援業務委託によるもの。補助及び交付金は、第3子以降の給食費の補助。扶助費については、特定子ども子育て支援施設等利用費ということで、矢板市にお住まいの方が矢板市外の施設に通われている場合の無償化分の費用。

6款1項4目 畜産業費 畜産振興事業、畜産環境総合整備事業の補助及び交付金は、畜産の担い手育成総合整備事業補助事業で、草地の造成であったり畜舎の整備、家畜の排せつ物の処理施設の整備に対して補助をすることになるが、令和2年度を予定してた実施者が前倒しをしたいということで、前倒しをするもの。

6款1項9目 地域農政管理費 農業経営基盤強化促進対策事業、農業経営基盤強化促進対策事業の補助及び交付金の通信運搬費、委託料は、人・農地プランを実質化するために、アンケートを実施するための業務委託と郵送代。

6款1項10目 日本型直接支払事業費 日本型直接支払事業、環境保全型農業直接支払事業の補助及び交付金は、取り組んでいただく面積がふえたことによる増。

6款2項2目 林業振興費 新山村振興対策事業、八方ヶ原交流促進センター管理事業の修繕料は、山の駅たからはらの軒天の補修・修繕を行うもの。

7款1項2目 商工振興費 商業振興費、市商工会等活動支援事業の補助及び交付金は、矢板市商工会が会館を建設するというので、それに対して2,500万円をされたいとの要望があった。矢板市においても補助をすべきか検討して、近隣の自治体の状況なども確認し、地元の自治体は補助をしているようであった。2,500万円ということであるが、商工会館を建設あるいは取得する際に、平成17年度までは国の補助があった。しかし、平成18年度までに行われた三位一体の改革、国から地方への税源移譲によって廃止となった。直近でこの補助金を受けて近隣で整備した例を見ると、平成16年度に高根沢町で商工会館を整備している。高根沢の例では、建設工事費は約1億1,000万円。これに対し、国・県の補助を合わせ

て3,675万円、率にして33.4%であった。その上に、高根沢町が単独の補助をしており、2,947万5,000円補助している。これらのことから、税源移譲がされているということであるので、税源移譲により補助が受けられたとする額と、高根沢町のほか、近隣自治体では単独で補助をしているので、矢板市でも現在の財政状況に鑑みて、2,500万円を補助することとした。

7款1項3目 観光費 観光施設費、八方ヶ原施設運営事業の修繕料は、学校平にある公衆トイレの浄化槽のフロアが故障したための修繕料。工事請負費は、おしらじの滝を見に行った方が転落しないような安全対策の工事と、急な部分に手すりを付けるような遊歩道の整備の工事。それから大間々にキャンプ場があった時代からある水道施設が残った状態であるので、塩那環境森林事務所と協議し、それをきれいにすればその土地もお返しできるということであったので、きれいに借りている土地も返すということである。

8款1項2目 道路維持費 市道維持管理費、消耗品費は除排雪用の融雪剤で、委託料は除排雪の業務委託。工事請負費は、市役所前の信号機のある交差点の歩道部分について、切り下げしてある部分があるが、切り下げの部分と横断歩道のゼブラの部分と一致していないので、合うようにするもの。警察のほうからも指導があったので、切り下げる。また、セブンイレブンのある鹿島町十字路の矢板駅側にある横断側溝の蓋がガタついている。よく見ると側溝自体も劣化しているため、側溝も入れ替える工事を行う。

市道舗装修繕費、舗装修繕事業の工事請負費は、市道成田6号線、市道50号線の舗装修繕。

認定外道路整備事業、認定外道路整備事業の委託料は、荒井の清水尻で毎年少しずつ実施している工事の設計委託料で、工事請負費は、その修繕工事分。

8款1項3目 河川費 河川維持事業、河川維持事業の工事請負費は、桜ヶ丘ニュータウンから排水路が出ており、県道喜連川線のところに柵が2カ所ある。県道喜連

川線は県のほうで改良工事を実施しているが、それに伴い嵩上げが必要となったための工事。

8款4項1目 都市計画総務費 都市計画事業推進費、都市計画事業推進事務の委託料は、わかば通りの都市計画変更図書作成の業務委託。

8款5項1目 住宅管理費 市営住宅整備事業、老朽公営住宅解体撤去事業の工事請負費は、荒井市営住宅を今年度6棟解体する予定であるが、人件費の高騰等により不足が生じるため補正するもの。

9款1項4目 消防費 防災活動推進事業、防災活動推進事業の委託料は、平成30年度に防災行政無線の聞こえ方の調査をしたので、その結果を踏まえて同報系無線を補完するために、高齢者世帯あるいは福祉世帯を対象に令和2年度に戸別受信機を導入したいということでの設計委託料。

10款2項1目 (小学校費) 学校管理費 学校一般管理費、小学校維持管理事業の委託料は、旧西小学校にPCBがあり、特別産業廃棄物であるので、その収集に係る委託料。

10款2項3目 学校建設費 小学校施設大規模改修事業、小学校施設大規模改修事業の委託料は、片岡小学校トイレ改修の実施設計業務委託。

10款3項1目 (中学校費) 学校管理費 学校一般管理費、中学校一般管理事業の備品購入費は、矢板中学校のブルーヒーターとイス、机の購入費用。

中学校維持管理事業の委託料は、泉中学校の特別教室棟で雨漏りをしている所があるので、防水シートの改修工事の実施設計業務。工事請負費は、片岡中学校体育館の北側が雨漏りをしているので、防水シート修繕工事の費用。

10款3項3目 学校建設費 中学校施設大規模改修事業、中学校施設大規模改修事業の委託料は、片岡中学校のトイレ改修の実施設計業務委託。

10款4項1目 社会教育総務費 社会教育振興費、地域コミュニティ推進事業の補助及び交付金は、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成金ということ

で、トンネル補助のものであるが、4区のお囃子保存会への補助。

文化財保護費、文化財保護事業の委託料は、市指定の天然記念物の樹勢回復の業務委託事業ということで、公益財団法人とちぎ環境みどり推進機構の助成がある。

10款4項2目 公民館費 公民館費、公民館管理運営事業の工事請負費は、片岡公民館で給水管が漏水しているということで、その修繕工事費。

地域づくり推進事業の補助及び交付金は、荒井自治公民館の廊下と台所をバリアフリー化することへの補助。

10款4項4目 少年指導センター費 少年指導センター費、少年指導センター運営事業の報酬及び嘱託員等社会保険料は、常任少年指導員分の減で、最近では少年の非行につながるような夜の徘徊などが見られないことや、有害図書の自動販売機が市内に3台あったが、業者の協力により撤去されたことにより、常任少年指導員を置かなくなったことによる減。

給与費明細書

1 特別職では、その他の特別職の報酬が4万8,000円の減となっている。常任少年指導員の減と地域おこし協力隊の増の分を相殺した数字。

2 一般職では、職員数が1増となっている。4月の人事異動については、5月の全員協議会で報告させていただいたが、地域包括ケアシステム構築推進のために1名増となっている。職員の手当等の内訳については記載のとおり。給料及び職員手当の増減額の明細については、4月の人事異動による増となっている。

○委員長 これより議案第1号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○中村委員 おしらじの滝の整備の説明があった。2つ内容があって、転落防止と手すりであった。淵の周りに岩や岩盤があるがその部分の転落防止か。

○総務課長 滝つぼに落ちないように滝つぼの手前に手すりを設置する。岩の上には行かないようにという案内がある。石が落ちてきそうなところがあるので、そこが危険であることと、滝つぼへの転落防止も含めての対応である。

- 中村委員 手すりは、急な場所にと聞いたが、遊歩道のうちどのくらいの範囲か。
- 総務課長 延長は148m（予算要求時）で、両側に設置ではなく片側施工。片側でも右側にあったり左側にあったりという形である。
- 中村委員 公有財産の取得の旧矢板健康福祉センター取得について、4,200万円という金額の妥当性の内容、市が判断した理由を確認したい。
- 総務課長 金額については、県のほうで土地建物を鑑定した。公共事業で使うならということで7掛けした。鑑定では6,000万円だが3割引きで4,200万円ということで提示があった。
- 中村委員 そもそも市が活用するので、県に買いたいと申し入れをしたのか、それとも県から閉鎖したので矢板市で使わないかと打診があったのか。
- 総務課長 県のほうから打診があった。
- 中村委員 そうであれば、矢板市にとっては不要不急のものになりかねない。そうすると鑑定額の7掛けが妥当かどうかは判断しかねる。急がないのであれば、できるだけ安く購入するという考えになるかと思うが、折衝などはしたのか。
- 総務課長 その辺の話はしている。国のほうで2022年までに子ども家庭総合支援拠点の整備をせよと言っている。また、もう1つの理由として内川の浸水区域の話もあったので購入の判断をした。
- 中村委員 全員協議会の際に話があった内容で、矢板市は公共施設総合管理計画に基づいて再配置計画を策定し現在推進している。延べ床面積を削減していく大きな方針の中での整合性はどのような議論で、どのような結論に至ったのか。
- 総務課長 おっしゃるとおりである。しかし、再配置計画を策定した後に、先ほどの2点の話が出てきた。再配置計画もあるが、それらに対応をせざるを得ない状況となり購入を決めた。
- 中村委員 子ども支援センターが急ぎで必要であるならば、再配置計画の中で新たな拠点事業として必要性が生まれれば、自前のものを使うことが当然かと思うが、その

辺のことは検討したか。

- 総務課長 当然、再配置計画も念頭に置いて決めたということである。
- 中村委員 自前のハコモノをこれから減らそうとしている。その減らそうとしている対象の中で、新たな事業が必要となってきた。それにも取り組まなければならないとなったときに、今あるものを活用して機能を替えるなどの検討はしなかったか。
- 社会福祉課長（石崎五百子） 機能を集約して行って、新たな機能を付加したいという考えがあった。今回センターを取得し、児童館2館を1つに集約できる。それから、ココマチ2階にある「こどものひろば」を集約できる。また、児童館もこれから再配置計画が進んだ場合、学童保育が不足していくことになる。まだ検討段階ではあるが、そういった機能の再編も考えているところで、今回センターの取得をお願いしたということである。
- 中村委員 経緯としてはいろいろとあったことは理解した。社会福祉課長の話であると、既存の施設に新たな機能を追加していくことも、旧矢板健康福祉センターの話がないときには考えていたと。そこにセンターの話があったので、これを活用していこうということに乗り換えたという趣旨で受け取ってよいか。そして、そこに子ども関係のものを集約していくという考えか。
- 社会福祉課長 そのとおりである。
- 中村委員 質疑というよりも要望だが、矢板小学校は近いからよいが、東小学校の児童館からは遠くなる。そういう面からすると使う側の使い勝手はどうなるのかと。集約するというのは市の事情であって、ユーザーのほうの立場からしたらどうなのかという疑問も持っている。そういう考えを持っているという話だけはさせていただく。
- 伊藤委員 9款1項4目 防災活動推進事業で戸別受信機的设计業務委託の話があったが、那須烏山市で導入している防災ラジオのようなものか。
- 危機対策班長（斎藤正一） 防災行政無線の同報系が現在101基あるが、その聞こえ方の調査結果、うるさい、聞きづらい、聞こえない等いろいろとあった。その同報

系を補完するために戸別受信機を高齢者世帯や福祉施設など災害弱者の方を対象に導入したいということでの委託である。

○伊藤委員 有線か無線か。

○危機対策班長 無線で考えている。ラジオも視野に入れて戸別の受信機を考えている。

○伊藤委員 想定数は。

○危機対策班長 本来であれば全戸が理想であるが、本年4月現在で65歳以上の独居老人世帯が1,783件ほどある。その他福祉施設が20カ所程度で、合計して2,000個ほど導入したいと考えている。

○伊藤委員 設置はいつごろか。

○危機対策班長 補正予算が通れば今年度中に実施設計をし、来年度工事費用を要求し、来年度中に整備したいと考えている。

○和田委員 3点ほど確認したい。まず、歳入の面で繰入金約2億6,400万円減となっているが要因は。

○総務課長 財政調整基金への繰入金については、平成30年度の決算が閉まって、その繰越金があるので、それを戻し入れるということである。

○和田委員 繰越金が思った以上に出たから繰入金が少なく済んだということに理解した。

2点目、10月からの増税の影響は。例えば使用料、委託料、光熱水費あるいはシステム改修等の影響は。あった場合、それは補正の中でどのように見ているのか。

○総務課長 9月30日までに納品あるいは工事が完了するものは8%で、例えば5月に契約しても10月以降に納品あるいは完成するものは既に10%という契約をしている。金額については当初予算のほうで既に見込んであるので、補正にはない。

○和田委員 3点目、7款1項2目 商工振興費、商工会館建設に向けての補正2,500万円を計上しているが、具体的には何に対する補助か。土地取得か建物建設か。

○総務課長 建物のほう。平成17年度まであった補助も建築費のほうであったので、

同じ考えである。

- 和田委員 建物に対して何割補助あるいは全額補助もしくは金額ありきか、どのような捉え方をしたらよいか。
- 総務課長 まず、商工会から2,500万円補助をいただきたいとの要望が来た。それを受けて2,500万円がどうかということであるが、先ほどの説明の中の高根沢町の際は、1億1,000万円の建設工事費に対して国県補助が33.4%。今回の商工会の建設費が6,100万円である。6,100万円の33.4%となると約2,000万円となる。近隣自治体も単独補助していて、例えば金額を言うと、一番少なくてさくら市で1,000万円、多いところでは那須烏山市の5,500万円となっており、市町単独でもお金を補助している。ただ、矢板市の財政状況もあるので、税源移譲分が2,000万円位かということで、上乗せ500万円を加えて2,500万円ということで考えた。
- 和田委員 一定率を補助するという考えについては了解した。ただ、事業そのものが当初なかった事業である。急遽臨時総代会を開催して行った事業である。建物をきちんと建設できれば大変喜ばしいことであると思うが、何かトラブルがないような形で、しっかり進めていただくようお願いしたい。
- 総務課長 当然交付決定をすれば、その後確認をさせていただく。補助金であるので、ことが終わって初めて交付ということで考えている。
- 和田委員 質問というよりは要望になるが、伊藤委員から出た防災行政無線の戸別受信機については、議会報告会でも市民の方からご意見をいただき、決算審査あるいは予算審査の際に議会としても速やかに導入すべきではないかという指摘を、私も一般質問においても同様の趣旨で重ねてきた。今回実施設計までということで大変うれしく思うが、つい最近も九州であった豪雨などのように速やかに住民に配付することも必要であると思う。なるべく早く設計を終わらせていただき、できれば設計が終わり次第補正を組んで配っていただくくらいのスピード感をもってお願いしたい。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第1号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決された。

【議案第 2号】 令和元年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長 「議案第2号 令和元年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○高齢対策課長（沼野晋一）

（「補正予算書」7頁を朗読、8頁から9頁までにより説明。）

（詳細について「令和元年度予算に関する説明書」32頁から40頁までにより説明。）

歳入

1款、介護保険料から3款2項3目までは、人事異動に伴う職員費相当分の増減。

4款1項1目 介護給付費交付金 過年度分は、前年度の介護給費交付金の精算による増。

4款1項2目 地域支援事業支援交付金 現年度分は、人事異動に伴う職員費の増によるもの。

5款2項は、1目、2目ともに人事異動に伴う職員費の増減によるもの。

8款1項2目 その他一般会計繰入金 職員給与費等繰入金は、人事異動に伴う職員費の増。

8款1項3目及び4目についても人事異動に伴う職員費の増減。

8款1項5目 保険料軽減に要する公費繰入金 過年度分は、前年度の低所得者保険料軽減負担金の精算金。

9款1項1目 繰越金 繰越金は、前年度の精算繰越金。

歳出

今回の補正予算の主な理由については、人事異動に伴う人件費の整理。また、平成30年度の事業の精算に伴う事業費の整理によるもの。

1款1項1目 一般管理費 職員給与費等は、人事異動に伴う職員費の整理。事務費については、前年度の介護給付費等の精算によるもの。

1款2項1目 賦課徴収費 職員給与費等は、人事異動に伴う職員費の整理。

1款3項1目 介護認定審査会費 介護認定審査会費は、介護認定審査会に係るシステムにおいて長期継続契約をしているものについて、消費税の増額による増額分ということで、当初予算への計上漏れ。

3款2項1目 一般介護予防事業費 職員給与費等は、人事異動による職員費の整理。

3款3項4目 認知症総合支援事業費 職員給与費等も同様。

5款1項1目 基金積立金 基金積立金は、前年度保険料精算による積立金。

給与費明細書

人事異動によるもので、記載のとおり。

○委員長 これより議案第2号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第2号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決された。

【議案第 3号】 令和元年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長 「議案第3号 令和元年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」
を議題とする。

提案者の説明を求める。

○健康増進課長（細川智弘）

（「補正予算書」11頁を朗読、12頁及び13頁により説明。）

（詳細について「令和元年度予算に関する説明書」42頁から51頁までにより説明。）

本年4月の職員の人事異動に伴う職員給与費等の調整及び保険給付費を賄う昨年度の県支出金の精算等に伴う超過交付の返還金などに関する補正。

歳入

8款1項1目 一般会計繰入金 3節の職員給与費等繰入金は、職員の人事異動に伴う減額補正。

5節の事務費繰入金は、国保運営協議会委員報酬に不足が生じるための増額補正。

8款2項1目 財政調整基金繰入金 財政調整基金繰入金は、昨年度からの繰越金が当初見込みより多かったため、財政調整基金の繰入金を減額補正するもの。

9款1項2目 その他繰越金 その他繰越金は、昨年度からの繰越金の増額補正。

10款3項6目 雑入 過年度分は、平成30年度の県支出金の保険給付費等交付金が概算払いであり、今年度にその精算のための入金が県からあったため増額補正するもの。

歳出

1 款 1 項 1 目 一般管理費 職員給与費等は、健康増進課職員 3 名の異動等に伴う給与等の減額補正。

事務費については、令和 3 年 3 月から、医療機関受診時にマイナンバーカードを使って、被保険者の資格確認を行う仕組みを国が導入を進めているもので、マイナンバーカードが健康保険証として使えるようにするためのシステム改修等の委託料。繰出金は、平成 30 年度の一般会計からの繰入金を精算し、不要額を一般会計に戻すための 400 万円。

1 款 2 項 1 目 賦課徴収費 職員給与費等は、税務課担当職員 2 名の異動に伴う減額補正。

1 款 3 項 1 目 運営協議会費 運営協議会費の報酬は、国民健康保険運営協議会委員 2 名が 5 月途中で交代となった。委員報酬は月割りの支払いのため、5 月分は 2 人多く報酬を払うもので 5,000 円増額補正するもの。

6 款 2 項 1 目 特定健康診査等事業費 職員給与費等は、健康増進課の管理栄養士 1 名の職員給与費等の調整で増額補正。

8 款 1 項 3 目 償還金 償還金、利子及び割引料は、昨年度の県支出金の保健医療費等交付金と今回の歳出補正予算で計上している雑入分の精算に伴う県への返還金。

給与費明細書

1 特別職は、国保運営協議会委員報酬の増額分。

2 一般職は、職員 6 名の給与で記載のとおり。

○委員長 これより議案第 3 号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第3号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決された。

【議案第14号】 矢板市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

○委員長 「議案第14号 矢板市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○総務課長 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、平成29年5月に公布され、令和2年4月1日から施行となる。地方公務員法では、特別職の任用基準の厳格化、臨時的任用の適正確保及び会計年度任用職員制度の導入に関する事項について、地方自治法では、同一労働同一賃金の理念の反映に関する事項が改正されている。

これに伴い、新たに会計年度任用職員の給与及び費用弁償について規定が必要となったため、本条例を制定するもの。

ここでいう「会計年度任用職員」とは、今回の地方公務員法改正に伴い導入されたもので、法改正前では、「非常勤の特別職」や「臨時的任用」といった者についての規定があいまいなまま運用されていたが、今回の法改正により、それら規定が厳格化された。特別職として限定された職務を行っていない者や、今までの臨時的任用職員については、会計年度任用職員として任用することとなった。

また、地方自治法の改正により、臨時的任用等には支給が無かった各種手当についても新たに規定するもので、同一労働同一賃金の観点から、会計年度任用職員の処遇面においては、我々一般職と同様の扱いとなる。

この後の説明で、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員という言葉が出てくるが、フルタイム会計年度任用職員は、一般職と同じく1日7時間45分の勤務、それより短い勤務時間のものをパートタイム会計年度任用職員という。

また、地方自治法の規定により、フルタイム会計年度任用職員は、給与。パートタイム会計年度任用職員は、報酬となる。

(「議案書」10頁を朗読)

これ以降の説明では、フルタイム会計年度任用職員はフルタイム職員、パートタイム会計年度任用職員はパートタイム職員と発言させていただくのでご了承願う。

第1条では、本条例が地方自治法と地方公務員法に基づき規定されているという目的である。

第2条は、給与の規定で、フルタイム職員は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当で、パートタイム職員は、報酬と期末手当になると規定している。

第3条から第18条までがフルタイム職員に対する規定。

第3条が、給料の定めで、議案書21頁から22頁にかけての別表第1で職種の区分に応じて適用する。

第4条は、職務の級の定めで、職種の複雑、困難及び責任に基づき、別表第2のとおり分類するもの。

第5号は、これまでの職歴などによる号給の決定すること。

第6条は、給料の支給日や日割り計算、また週休日の割り振りなど。

第7条は、互助会費や生命保険料など給与から控除するものの規定。

第8条は、通勤手当について。

第9条は、特殊勤務手当について。

第10条は、職員が勤務をしないときの給料の減額について。

第11条は、時間外勤務手当について。

第12条は、休日勤務手当について。

第13条は、夜間勤務手当について。

第14条は、給料の端数処理について規定している。

第15条は、勤務1時間当たりの給料額について。

第16条は、宿日直手当。

第17条は、期末手当。

第18条は、時間外手当等の支給方法の規定で、支給方法とは、計算の仕方や支給割合などである。

第19条から第30条を除く第32条までは、パートタイム職員に対する規定である。

第19条は、報酬の月額と日額、時間額の上限の規定である。パートタイム職員については給料ではなく、報酬での支給となる。

第20条は、報酬の計算期間と支給日、その他支給に関すること。

第21条は、互助会費や生命保険料など給与から控除するもの。

第22条は、特殊勤務に係る報酬。

第23条は、職員が勤務をしないときの給料の減額について。

第24条は、時間外勤務の報酬。

第25条は、休日勤務に係る報酬。

第26条は、午後10時から翌日の午前5時までの夜間勤務に係る報酬。

第27条は、報酬の端数処理。

第28条は、月額と日額、時間額の勤務1時間当たりの報酬額。

第29条は、通勤手当。

第30条は、これまで規定してきたフルタイム職員の給与・パートタイム職員の報酬について、職務の特殊性等を考慮し、市長が特に必要と判断するものがあれば、任命権者がそれを別に定めることを規定している。職務の特殊性とは、教育委員会の教諭

などを想定している。

第31条と第32条は、パートタイム職員が対象である。

第31条は、通勤に係る費用。

第32条は、公務のための旅行に係る費用の費用弁償に係る規定。

なお、フルタイム会計年度任用職員の旅費については、一般職と同様の扱いとなるので、議案第15号で審議いただく。

第33条では、本条例の施行に関するものは規則で定めるとしている。

冒頭申し上げたが、同一労働同一賃金の観点から、フルタイム職員もパートタイム職員も処遇面においては、一般職と同様の扱いとなる。

○委員長 これより議案第5号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○神谷委員 この条例の対象となる方は、現在何名くらいいるのか。

○総務課長 まだ詳細が決まっていない段階で、これから確定させる作業に入るが、概数で300名程度である。

○神谷委員 残業時間の規制の部分は、働き方改革の部分が網羅されているという認識でよいか。給与面だけの印象を受けるが。

○総務課長 この中でではなく、既に昨年度に上限30時間ということで規定している。

○伊藤委員 一般職員と処遇は一緒ということだが、福利厚生の方は。

○総務課長 フルタイムの会計職員は、共済で一緒。パートタイムは社会保険である。

○中村委員 概数で300人とあったが、この条例の施行前後で、その方々への給料としての支払額は変わるのか。また、新たに一般職と同じように責任の度合いと、職務によって給料を定める級別になるが、責任と職務について300名の方々に変化することに対する周知等は。

○総務課長 費用については、いろいろな手当等が発生するので市の負担はふえる。責任については賃金をいただき仕事をするので、当然責任は発生するが、リーダーや課長という役職にはならないので、その職での責任ということになるかと思う。

○中村委員 1級から3級ということであるので、4級以上の職務はないということで理解しているが、1から3級までの中で、今までも職務と責任を明らかにして採用されているのか、新たに施行されたら、市の職員と同じように新たに説明をして周知していくのかをお聞かせいただきたい。

○総務課長 今までと条件は異なるので、責任等も明確に文章にして募集の段階で提示する。今までは募集の際にはなかったところであると思うが、その辺もしっかり明記して責任というのがどこまで明記するかは難しいが、工夫して表現していきたい。

○中村委員 これからの方にはなく、現在いる300名に対してはいかがか。

○総務課長 会計年度任用職員であるので、300名くらい該当するというので、いまの方がそのままということではない。

○中村委員 単年度で採用していて、新たに同じ方がある場合でも募集をかけて、新たな採用となってリセットされて、新たな職務と責任が明確にされるという理解でよいか。

○総務課長 お見込みのとおり。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第14号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決された。

○委員長 「議案第 15 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○総務課長 改正の理由は、議案第 14 号と同様の理由である。

本条例については、会計年度任用職員への変更により、11 の条例の改正が必要となるため、11 の条例の整理条例を制定するというもの。

(「議案書」23 頁を朗読。)

第 1 条は、矢板市職員定数条例の一部改正で、定数の対象となる「職員」を定義している。この対象となる職員には、臨時的任用職員は含まれない。

その根拠法令となる地方公務員法の条文が、第 22 条第 2 項から第 22 条の 3 第 4 項となったため、その項ずれを改正するもの。

第 2 条は、矢板市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例で、第 2 条では、「任命権者の報告」の対象となる、職員に関する事項が記載されている。その職員の中でも、非常勤職員は対象外となっているが、「第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員」、つまり「フルタイム会計年度任用職員」については、対象外としないとするための改正。

第 3 条は、矢板市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例で、第 3 条では、「休職の効果」について規定している。その条文の中で、まず、ひらがな表記であった「こえない」を、今回の条文改正に合わせ、漢字表記へと改正する。

また、「休職の効果」については、会計年度任用職員も対象となる。一般の職員だと、休職の期間については「3 年以内」と規定されているが、会計年度任用職員は、任用期間は会計年度ごとが原則となるため、休職の期間は、任期の範囲以内になるという趣旨の条文を追加する改正となっている。

第 4 条は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例で、第 2 条では「職員の派

遣」についての規定。

第2条第2項では、派遣の対象とならない職員を規定しているが、その中にある、条件付採用職員の根拠法令である地方公務員法が改正となったため、これに合わせ改正し、また、この改正に合わせて、「条件付採用」の漢字も「こざとへん」の付かない「条件付採用」へと変更し、地方自治法の表記に合わせるもの。

第5条は、矢板市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例で、第3条では「減給の効果」について規定をしている。

会計年度任用職員についても、懲戒処分の対象となるが、減給処分の際、パートタイム会計年度任用職員については給与ではなく、報酬での処分となる旨、改正をしている。

第6条は、矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例で、第13条では「病気休暇」について規定をしている。第13条第2項第2号中については「訓令」ではなく「規程」であったため、その修正をするもの。

第13条第7項は、地方公務員法の改正に伴う項ずれを改正。

第19条は、「非常勤職員の勤務時間、休暇等」について規定をしており、会計年度任用職員の勤務時間等を新たに規則で定めることに伴い、その旨を規定する。

別表第1では、「特別休暇」について規定しており、会計年度任用職員のみならず、一般職も対象となる部分でもあるが、男女雇用機会均等法との関係から「8」の項目と「9」の項目を新たに追加するもの。

第7条は、矢板市職員の育児休業等に関する条例で、第7条では「育児休業をしている職員の期末手当等の支給」について、第8条では「育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整」について規定をしている。これら対象条文における職員から、会計年度任用職員を除くための改正である。

第8条は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例で、第2条では「職員の派遣」について規定している。地方公務員法の改正に伴う項ずれ

と、第4条同様「条件附採用」の漢字を改正する。

第9条は、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例で、別表は報酬と旅費の額を定めているが、今回の法律改正により、特別職から除外されることになった職種を削除している。区長、矢板市立学校講師、英語指導助手がそれにあたるもの。

また、別表中に、矢板市職員の給与に関する条例の条例番号「昭和30年矢板市条例第50号」が2回あったので、2回目の条例番号を削除する。

第10条は、矢板市職員の旅費に関する条例で、第2条は、用語の意義を規定しており、第2項では、旅費を支給する際に、職員の行政職給料表を参照することが規定されているが、新たに、フルタイム会計年度任用職員についても、1級職員と同様の扱いとすることを規定する。

第11条は、矢板市少年指導センター条例で、第3条は、少年指導員の設置について規定しており、少年指導員は、今までは非常勤特別職としていたが、パートタイム会計年度任用職員へ移行するための改正である。

以上11の条例の整理条例を制定するというものである。

○委員長 これより議案第15号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第15号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決された。

○委員長 暫時休憩する。 (11:44)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (12:53)

【議案第16号】 矢板市印鑑条例の一部改正について

○委員長 「議案第16号 矢板市印鑑条例の一部改正について」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○市民課長 (柳田恭子)

(「提出議案説明書」4頁、議案第16号を朗読。「議案書」29頁を朗読。)

女性活躍推進の観点から、住民基本台帳法施行令が改正され、令和元年11月5日から、申請をした方に限り住民票やマイナンバーカードに、旧姓を現在の氏と併記する取り扱いが開始されることとなる。

それに伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部も改正された。これに倣い、今回の条例改正は、住民票に旧姓の記載がされている場合は、登録できる印鑑に旧姓を追加し、あわせて印鑑登録伝票及び印鑑登録証明書に氏名のほか、当該旧姓を併記する旨の所要の改正を行うとともに、条文中の文言整理を行うもの。

○委員長 これより議案第16号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第16号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決された。

【議案第 17 号】 矢板市市税条例の一部改正について

○委員長 「議案第 17 号 矢板市市税条例の一部改正について」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○税務課長（星野朝子）

（「議案書」32頁を朗読。）

この市税条例の改正については、平成31年度の税制改正に伴う改正で、今回の主な改正内容は、市民税の非課税対象者を追加する改正と、軽自動車税の種別割の特例を新設する改正である。それぞれ施行日が異なるため、4条に分けて改正を行っている。

第1条は、主に固定資産税に関する改正で、施行日は公布の日である。内容は、固定資産税の負担調整期間を令和2年度まで延長するもの。

第2条及び第3条は、市民税に関する改正。第3条の改正の影響を受けて第2条の一部改正があるので、第3条のほうから先に説明させていただく。

第3条の改正は、子どもの貧困対策として、死別または離別によらず単身で児童を養育している児童扶養手当受給者ということで、分かりやすく言うと結婚しないでお子さんを産んで、そのお子さんを育てている母親がメインとなる。そういう方の所得が135万円以下のひとり親を非課税の対象として拡大するもので、令和3年1月1日の施行となる。

第2条のうち、第36条の2の改正については、給与の年末調整を受けた納税義務者が市民税の申告を行う際に、申告書の記載内容を簡素化するもの。第36条の3の2及び第36条の3の3の改正については、先ほど説明した第3条の非課税の対象となるひとり親が給与所得者または公的年金受給者である場合の、扶養親族等の申告について規定を追加している。いずれの場合も、令和2年中に申告が必要であるため、施行日は、令和2年1月1日となる。

第4条については、軽自動車税のグリーン化特例を追加するもの。今回の対象とな

るのは、令和3年4月1日から令和5年3月31日までに新車登録した電気自動車及び天然ガス自動車で、取得した翌年度に限り軽自動車税の種別割を75%軽減するものである。施行日は、令和3年4月1日である。

○委員長 これより議案第17号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第17号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決された。

【議案第22号】 工事請負契約の締結について

○委員長 「議案第22号 工事請負契約の締結について」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○危機対策班長（斎藤正一）

(「議案書42頁を朗読。)

まず、仮契約の概要について説明する。

本工事については、令和元年7月23日に条件付一般競争入札を行い、落札者が決定したので、その後仮契約を締結している。

仮契約日は令和元年8月1日。工期は、議会議決の翌日から令和2年3月20日まで。本契約日は、議決日を予定している。

工事概要についてであるが、本工事は、防災行政無線（移動系）、いわゆる携帯型無

線機のデジタル化への移行整備である。主な整備内容は、統制局及び統制台、基地局、遠隔制御装置、移動局、半固定局設備更新及び新設工事となっている。

統制局としては、市役所に設置してある設備を更新する。

基地局としては、県道塩原矢板線の県民の森入口Y字路に電波柱等の設備を新設する。

遠隔制御装置については、市役所と水道課の設備2カ所を更新する。

移動局は、更新と増設を合わせて合計80台である。内訳は、携帯型無線装置が42台、車載携帯型無線装置が38台である。

半固定局設備としては、災対本部等設置の会議室持ち込み用として1台を新設する。

○委員長 これより議案第22号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○和田委員 統制局を災対本部に設置するという事で市役所にするかと思うが、市役所が使えなかった場合は。

○危機対策班長 半固定局として、持ち運びができる統制局を設置して使える。

○和田委員 全員協会議の説明の中で、市役所が使えなかった場合に、新たに購入する場所（旧矢板健康福祉センター）が災害対策本部になると聞いたが、そちらでも十便機能できるという捉え方でよいか。

○危機対策班長 そのとおりである。

○伊藤委員 条件付一般入札の条件とは。

○危機対策班長 電波通信法の免許などの条件である。そういった業者でないと参加できないというような内容である。

○伊藤委員 何社入札であったか。

○危機対策班長 結果としては、落札業者1社のみであったが、その前の工事の際の質問は、4社から提出されている。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第22号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決された。

【委員長報告】

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件は全て終了した。委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは、私に一任願う。

【閉 会】

○委員長 これで総務厚生常任委員会を閉会する。

(13時09分)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和 年 月 日

総務厚生常任委員会委員長